

神戸市個人情報保護法の施行等に関する条例施行規則

令和5年3月15日

神戸市規則第63号

(趣旨)

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び神戸市個人情報保護法の施行等に関する条例（令和4年12月条例第17号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規則における用語の意義は、法及び条例の例による。

(開示の実施)

第3条 法第87条第1項本文に規定する行政機関等が定める方法は、次に掲げる方法であって、実施機関が現に使用している専用機器又は保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。）により行うことができるものとする。

- (1) 電磁的記録を日本産業規格A列3番（以下「A3判」という。）以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧
- (2) 電磁的記録に記録されている音声を再生したものの聴取
- (3) 電磁的記録をディスプレイ（実施機関が現に使用しているものに限る。）により出力したものの閲覧又は視聴
- (4) 電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの交付
- (5) 電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルであるものに限る。）に複製したものの交付
- (6) 電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルであるものに限る。）に複製したものの交付

(開示に要する費用の負担)

第4条 条例第6条第2項に規定する写しの作成に要する費用その他の開示に要する費用の負担は、当該開示を受ける前にしなければならない。

2 前項に規定する費用の額は、次の各号に掲げる交付の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 文書、図画又は写真についての写しの交付 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 当該文書、図画又は写真を複写機により複写したもの（A3判までの大きさのものに限る。） 1枚（両面に複写された用紙を交付するときは、片面を1枚とする。）につき白黒のものにあつては10円、カラーのものにあつては20円

イ 当該文書、図画又は写真をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（前条第5号又は第6号に規定するものに限る。）に複写したもの 前条第5号に規定する光ディスクにあつては光ディスク1枚につき100円、前条第6号に規定する光ディスクにあつては光ディスク1枚につき120円に、それぞれ当該文書、図画又は写真1枚（両面に複写された用紙の電磁的記録を交付するときは、片面を1枚とする。）ごとに10円を加えた額

(2) 前条第4号に規定する交付 1枚（両面に出力された用紙を交付するときは、片面を1枚とする。）につき白黒のものにあつては10円、カラーのものにあつては20円

(3) 前条第5号に規定する交付 光ディスク1枚につき100円

(4) 前条第6号に規定する交付 光ディスク1枚につき120円

（施行細目の委任）

第5条 この規則の施行に関し必要な事項は、主管局長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、条例の施行の日から施行する。

（旧規則の廃止）

2 神戸市個人情報保護条例施行規則（平成10年3月規則第80号）は、廃止する。

（個人情報保護審議会規則の廃止）

3 神戸市個人情報保護審議会規則（平成9年12月規則第54号）は、廃止する。

(安全で安心なまちづくりに資する防犯カメラの設置及び運用に関する条例施行規則の一部改正)

4 神戸市安全で安心なまちづくりに資する防犯カメラの設置及び運用に関する条例施行規則(令和2年4月規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(遵守事項)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 条例第3条第2項第6号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 画像を加工してはならないこと。ただし、条例第4条第2項ただし書の規定により画像を提供する場合において、市長が個人情報(個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第1項に規定する個人情報をいう。)の保護のため必要があると認めるときは、この限りでない。</p>	<p>(遵守事項)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 条例第3条第2項第6号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 画像を加工してはならないこと。ただし、条例第4条第2項ただし書の規定により画像を提供する場合において、市長が個人情報(神戸市個人情報保護条例(平成9年10月条例第40号)第2条第1号に規定する個人情報をいう。)の保護のため必要があると認めるときは、この限りでない。</p>

